行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	くらし安全・消費 生活課	整理番号	3-8
処分の種類	電話勧誘販売業務の停止命令等				
根拠法令条例 等·条項		する法律第23条第 する法律施行令第			
処分の概要	れた指示に従わな 停止すべきことを ては、その者に対	いった事業者に対 命ずることができる して、当該停止を	違法及び不当な行対し、二年以内の期分。この場合におい命ずる期間と同一のを担当する役員と	間を限り、業務の て、事業者が個人 の期間を定めて、≟	全部又は一部を である場合にあっ 当該停止を命ずる
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参考】特定商取り (業務の停止等) 第二十三条 主務が 定に違反し若しくは 公正及び購入者若り 公正及び購入者若り 又は販売業者若しく 又は役務提供事業者が個人でる 使事業者が個人でる	別に関する法律第 大臣は、販売各号に 前条第一項各号に が会りでは は と は と が は と が と に が る で る で る で る で る で る の と は と の た と は と り る た り と は と り る た り と し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 と 、 と 、 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と る る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら	ト尽くされているため 16条から第21条、第 16条から第21条、第 16条から第提供事業名 16ではではできる。 17ででは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは、 18をでは 18をで 18をで 18をでも 18をでも 18をでも 18をでも 18をでも 18をでも 18をでも 18をでも 18をでも 18を	第22条 者が第十六条から第 合において電話勧誘 しく害されるおそれた 指示に従わないとき 動誘販売に関する業 主務大臣は、その販 該停止を命ずる期	販売に係る取引の があると認めるとき、 は、その販売業者 務の全部又は一部 売業者又は役務提 間と同一の期間を
基準の制定根拠			_		